

平成19年度 業務報告



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

は し が き

農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称FAMIC）は、平成19年4月1日に農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所が統合し、それまで旧3法人が行ってきた科学的手法による肥料・飼料、農薬及び食品等の安全性及び品質・表示に係る検査・分析という共通の技術的な基盤の下、農林水産行政と密接に連携しつつ、農場から食卓までの食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とする法人として発足しました。

FAMICでは、役職員一同高い使命感を持って、食品の安全と消費者の信頼を確保するため、「食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に実施します。検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりやすく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」との行動理念のもと、分析における精度管理の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・導入や、分析方法の妥当性確認、検査等職員の技術水準の向上を図るなど、検査・分析能力とその信頼性の向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

FAMIC発足後も、食品表示偽装事件等、消費者の皆さんの食に対する信頼を裏切る事件が相次ぎ、FAMICとしてもその対応に全力で取り組んで参りました。

平成19年6月下旬に発覚した牛挽肉偽装事案では、食品検査部門と肥飼料検査部門が連携してプロジェクトチーム（PT）を作り、肥飼料検査部門が有しているDNA分析による肉骨粉での畜種判別技術を食品の肉種鑑別に利用し緊急の分析に対応するなど、統合のメリットを発揮した事例となりました。

肥飼料関係では、肥飼料等の製造事業者への立入検査・収去を行い、有害物質を含むおそれの高い汚泥肥料、牛海綿状脳症の発生防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等に重点化し、肥飼料等の品質の適正化及び安全性の確保に努めました。

農薬関係では、前作に使用した農薬が土壤中に残留し、後作の作物が食品衛生法違反となる懸念があることから、農林水産省のリスク管理の効果的な実施に資するため、農薬検査部門と食品検査部門が協力してPTを設置し、土壌残留性の高い農薬の農産物への吸収の可能性について検討しました。

平成19年度は、統合後初年度でしたが、農林水産省の独立行政法人評価委員会において総合評価でA評価をいただきました。

本書は、統合法人のFAMICとしての平成19年度の業務実績全体を整理したものです。関係者のお役にたてれば幸いです。

平成20年12月

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター 理事長 吉羽 雅昭

目 次

はしがき

総説

1	業務の目的及び内容	1
2	各事務所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額	2
4	役員	2
5	常勤職員数	2
6	沿革	3
7	設立根拠法	4
8	主務大臣	4
9	組織図	4

業務の内容及び実績

1	平成19年度のセンターを巡る情勢とセンターの対応の概要	6
2	肥料関係業務	
(1)	肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査	7
(2)	肥料の立入検査	8
(3)	肥料公定規格の設定等に関する調査	9
(4)	大臣等確認検査	9
(5)	標準試料の作成及び配付	10
3	農薬関係業務	
(1)	農薬行政の動き	11
(2)	農薬の登録検査	12
(3)	農薬G L P制度に基づく査察	12
(4)	農薬の立入検査	13
(5)	農薬登録検査に係る関連業務	14
(参考)	農薬年度(10月1日~9月30日)による農薬登録の概要取りまとめ	15
4	飼料及び飼料添加物関係業務	
(1)	飼料及び飼料添加物の立入検査	19
(2)	特定添加物の検定に関する業務	20
(3)	登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導	21
(4)	「製造業者専用」表示の承認	21
(5)	飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等	21
(6)	抗菌性G M Pガイドラインに基づく確認検査	22
(7)	大臣等確認検査	22
(8)	モニタリング検査	23
(9)	飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等	23
(10)	標準製剤等の配布	23

5	土壌改良資材関係業務	
(1)	土壌改良資材の立入検査	24
6	農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	
(1)	食品表示の監視	25
(2)	登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督	27
(3)	農林物資等の立入検査等	29
(4)	JAS規格及び品質表示基準の見直し等	30
7	リスク管理に資するための有害物質の分析業務	32
8	国際関係業務	
(1)	国際標準化機構（ISO）の国内審議団体としての対応	33
(2)	農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応	33
(3)	農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応	34
(4)	国際協力	34
9	カルタヘナ担保法関係業務	35
10	依頼検査及び農林物資の格付業務	
(1)	依頼検査	35
(2)	JAS規格に基づく農林物資の格付	35
11	食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	
(1)	プロジェクトチームの設置	36
(2)	緊急時の対応	36
12	情報提供業務	
(1)	ホームページ、メールマガジン、広報誌	37
(2)	相談業務	37
(3)	講習会・研修会	38
13	調査研究業務	39

総説

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年12月22日法律第183号）第3条）

(2) 業務の内容

センターは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ア 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
 - イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
 - ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。
 - エ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
 - オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
 - カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。
 - キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
 - ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
 - ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
 - コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
 - サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。
- センターは、の業務のほか、次の業務を行う。

- ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査
- イ 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問
- ウ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査
- エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去
- オ 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定による立入検査
- カ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部：さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
 農薬検査部：小平市鈴木町2-772
 横浜事務所：横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター：札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎
 小樽事務所：小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎
 仙台センター：仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎
 名古屋センター：名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館
 神戸センター：神戸市中央区小野浜町1-4
 大阪事務所：大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
 岡山事務所：岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
 福岡センター：福岡市東区千早3-11-15
 門司事務所：北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

3 資本金の総額及び政府の出資額 (単位：百万円)

項目 \ 年度	平成19年度
政府出資金	10,386
その他出資金	-
資本金合計	10,386

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員 (平成20年3月末現在)

役職名	氏名	任期	担当
理事長	山口 勇	平成19年4月1日から平成23年3月31日まで	
理事	戸谷 亨 杉浦勝明 阪本 剛	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	総合調整・食品等検査 評価・肥飼料等検査 農薬検査
監事	本多一郎 碓井憲男(非常勤)	平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで	

注 山口理事長は、平成20年3月31日付けで退任した。

5 常勤職員数

688人(平成20年3月31日現在)

6 沿革

西暦	旧農林水産消費技術センター	旧 肥 飼 料 検 査 所	旧 農 薬 検 査 所
1899		<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料取締法」制定(明治32年) ・各地方庁に肥料検査官吏を置き肥料検査業務を開始(明治32年) 	
1947		<ul style="list-style-type: none"> ・肥料検査所の設置(昭和22年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林省農薬検査所設置(昭和22年・北区西ヶ原)
1948	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出品取締法」制定(昭和23年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「農薬取締法」制定、農薬の登録検査を開始(昭和23年) ・北多摩郡小平町(現小平市)に生物課が移転(昭和23年)。(以降、昭和30年化学課、昭和32年に総務課が移転して移転完了)
1949	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出食品検査所、輸出農林水産物検査所が設置され、農林畜水産物の輸出検査を開始(昭和24年) 		
1950		<ul style="list-style-type: none"> ・「肥料取締法」全面改正(昭和25年) 	
1951	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出食品検査所、輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる(昭和26年) 		
1953		<ul style="list-style-type: none"> ・「飼料の品質の改善に関する法律」制定(昭和28年) ・畜産局飼料課分室(分析機関)を設置(昭和28年) ・飼料検査業務を開始(昭和29年) 	
1954			
1957	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸取出締法」に変わり「輸出検査法」制定(昭和32年) 		
1960		<ul style="list-style-type: none"> ・飼料検査所を設置(昭和35年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水産動植物の被害防止と植物成長調整剤を取締対象とするため「農薬取締法」改正(昭和38年)
1963		<ul style="list-style-type: none"> ・肥料検査所と飼料検査所が統合して肥料検査所となる(昭和38年) 	
1970	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林物資規格法」が「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に改正され、JAS業務が主体になる(昭和45年) 		
1971			<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の毒性及び残留性に対応するため「農薬取締法」改正(昭和46年)
1972	<ul style="list-style-type: none"> ・農林規格検査所と改称(昭和47年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に改正(昭和50年) 	
1975			
1976	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を設置(昭和51年) 		
1980	<ul style="list-style-type: none"> ・生糸検査所を統合(昭和55年) 		
1982	<ul style="list-style-type: none"> ・企業相談窓口を設置(昭和57年) 		
1984			<ul style="list-style-type: none"> ・OECD協定の一環として、農薬GLP制度を導入、試験施設への査察業務を開始(昭和59年)
1985		<ul style="list-style-type: none"> ・「地力増進法」施行、土壌改良資材の検査を開始(昭和60年) 	
1990	<ul style="list-style-type: none"> ・微量物質等の分析業務を開始(平成2年) 		
1991	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産消費技術センターに改組(平成3年) 		
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸出検査法」廃止(平成9年) 		
1999		<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥肥料等が県への届出制から国への登録制へ改正(平成11年) 	
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農林水産消費技術センター法」制定(平成11年) ・「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人肥飼料検査所法」制定(平成11年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人農薬検査所法」制定(平成11年)
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人となる(平成13年)
2002		<ul style="list-style-type: none"> ・B S E 特別措置法制定(平成14年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のため「農薬取締法」改正(平成14、15年)
2003		<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のため「肥料取締法」及び「飼料安全法」改正(平成15年) 	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」施行(平成16年) 		
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年) 		
	↓	↓	↓
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・「センター法」改正、独立行政法人農林水産消費安全技術センターとなる(平成19年4月) 		

7 設立根拠法

独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

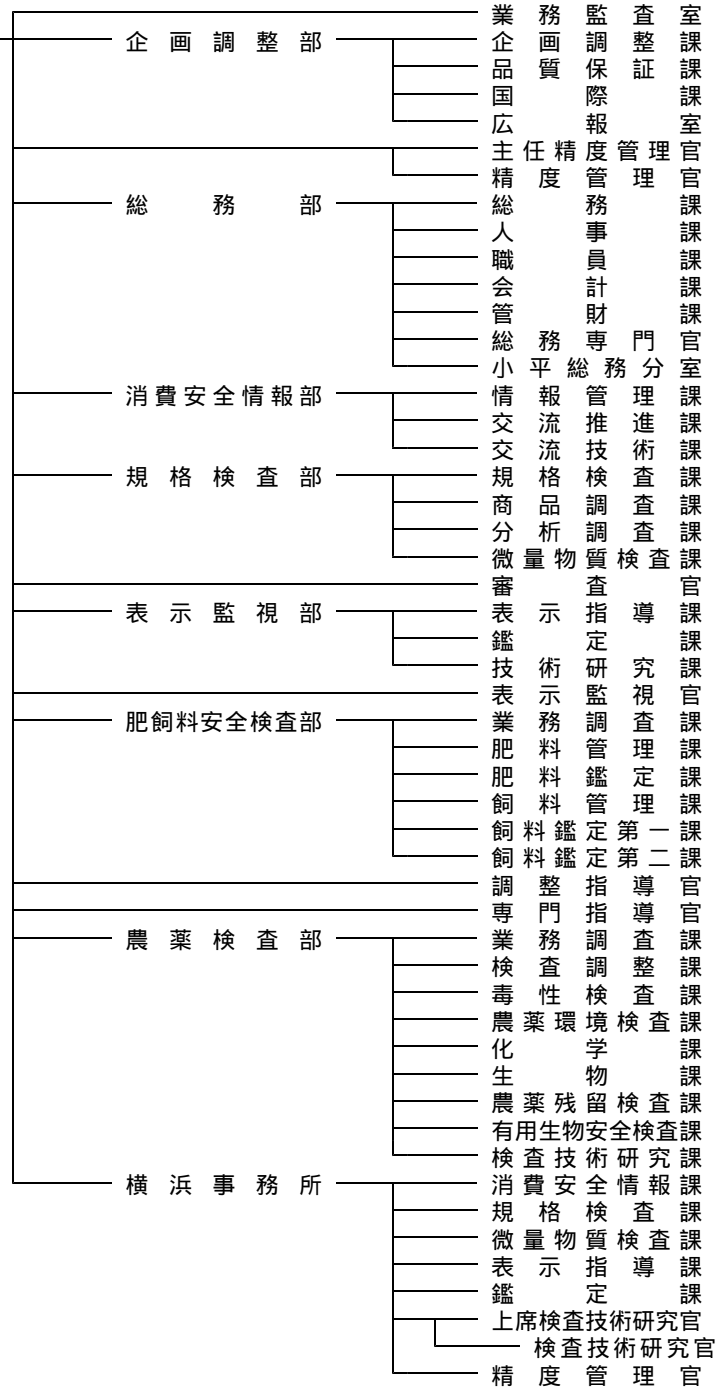
8 主務大臣

農林水産大臣

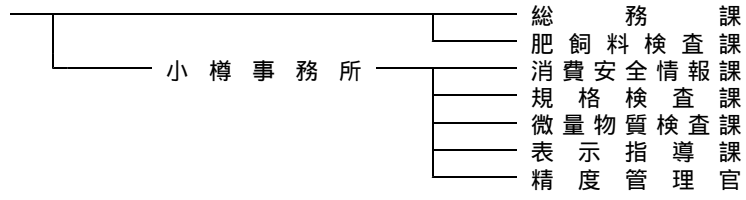
9 組織図

【本部】

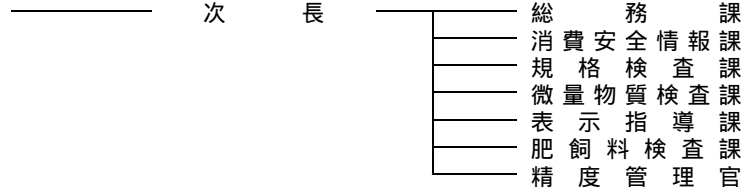
理 事
監 事
非 常 勤 監 事



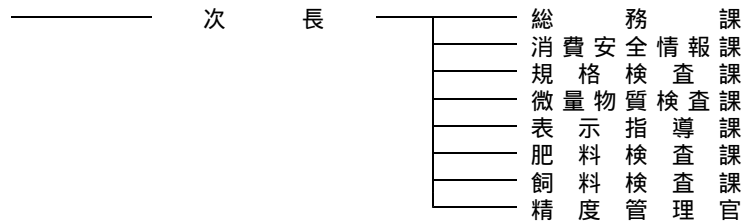
【札幌センター】
所 長



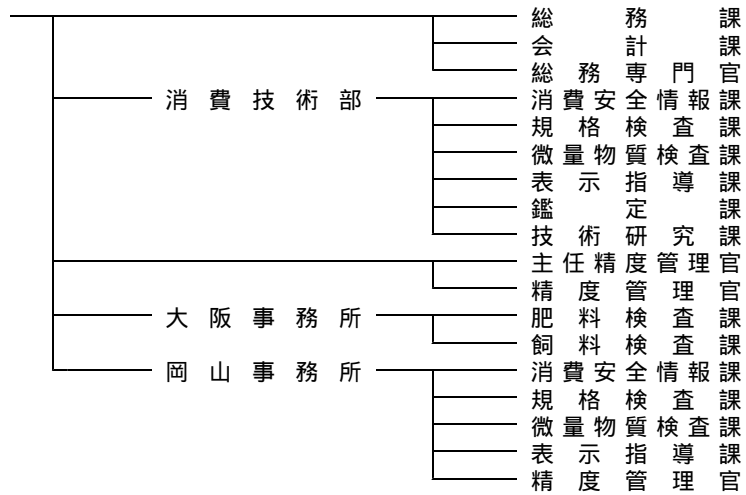
【仙台センター】
所 長



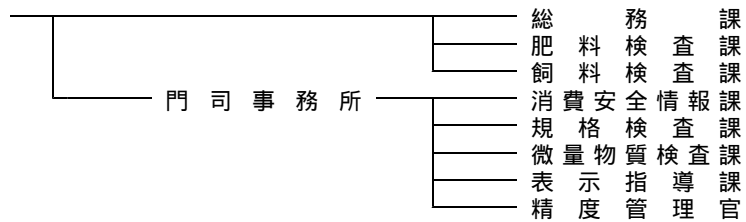
【名古屋センター】
所 長



【神戸センター】
所 長



【福岡センター】
所 長



業務の内容及び実績

1 平成19年度のセンターを巡る情勢とセンターの対応の概要

平成19年度は牛挽肉偽装事案、賞味期限の改ざんなどの食品表示の偽装、有機JASマークの不正使用、輸入冷凍ギョウザによる薬物中毒事案等、消費者の食に対する信頼を大きく損なう事件が相次いだ。

肥料においては、有機資源の再生利用が進む中で、汚泥肥料等有害成分を含むおそれの高い肥料の生産が増加し、カドミウムなどの有害成分が基準値を超えて混入した肥料の流通、飼料においては、残留農薬等の有害物質による汚染、未承認遺伝子組換え作物の混入、農薬においては無登録農薬の流通などの事案が発生した。

このような中、センターでは、以下の対応を実施した。

牛挽肉偽装事案では、肥飼料検査部門が特許を有するDNA分析による飼料中の肉骨粉の動物種を判別する技術を食品の肉種鑑別に利用し、食品検査部門と肥飼料検査部門が連携して農林水産省の要請による緊急調査等に迅速に対応した。また、その後の度重なる偽装表示やJASマークの不正使用等の事案にも農林水産省と一体的に立入検査等を行うなど、農林水産省等の関係機関と連携して対応した。

食品中の残留農薬等にポジティブリスト制度が導入された中で、前作に使用された農薬の土壌残留に伴う後作の作物中の残留農薬に係るリスク低減に資するためのデータを得るため、食品検査部門と農薬検査部門が協力して土壌残留性の高い農薬の分析に取り組んだ。

肥飼料に関する立入検査については、有害物質を含むおそれの高い肥料の流通防止、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生の防止、有害物質による飼料等の汚染防止、未承認遺伝子組換え体の流通防止等に重点化・効率化を図った。

無登録農薬と疑われる資材について農林水産省と一体的に立入検査を実施し、安全性の確保を図った。

輸入冷凍ギョウザによる薬物中毒事案では、消費者の不安解消のため、消費者相談窓口を土日も開設するとともに、保健所、農林水産省、国民生活センター等の関係機関に対して迅速な情報提供を行った。

また、独立行政法人整理合理化計画の閣議決定（平成19年12月24日）を踏まえ、独立行政法人国民生活センターとの連携の推進のための所要の措置を講じた。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録（公定規格の定めがない普通肥料については仮登録）を受けなければならない。また、登録及び仮登録には、有効期間が定められており、登録は3年又は6年、仮登録は1年となっている。これらは申請によって更新することができる。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、センターは、農林水産大臣の指示を受け、申請書の記載事項及び肥料の見本について次の調査を行っている。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類、肥料の名称及び保証成分量（主要成分の含有量）等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、公定規格に適合していること等の確認を行っている。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の名称及び保証成分量等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、申請書に記載されているとおりか確認を行っている。また、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っている。

平成19年度は、新規に1,129件の登録申請、4件の仮登録申請を受け付けた。

表2-1 登録申請件数等

区 分 \ 年 度	平成19年度
登録申請件数	1,129
仮登録申請件数	4

注 会計年度の数値である。(以下における表は同じ。)

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っている。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の宣伝等の違反があった場合、検査時における現地指導を行うほか、必要と認められるものについては、諭示を行う等所要の指導を行っている。

立入検査した際に収去した肥料について、分析・鑑定、植害試験等を行っている。その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行うとともに、農林水産省に報告し、農林水産省が公表している。

また、立入検査及び試験の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っている。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、正味重量検査、保証票検査、包装容器の表示に関する検査等を実施している。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が適正に確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について分析を行っている。また、異物の混入、使用原料、表示物質、化学成分等を確認するために鑑定を行っている。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験（植害試験）を行っている。

平成19年度は、680事業場に立入検査を実施し、1,050点の肥料又は肥料原料を収去した。検査の結果、85点が不合格となり、そのうち3点が有害成分の基準値超過であった。

表2-2 立入検査件数・収去・分析・鑑定等点数

区 分	年 度	平成19年度
立入検査事業場数		680
収去点数		1,050
	うち不合格点数(不合格率%)	85(8.1)
	うち有害成分の基準値超過	3
分析成分点数		12,044
植害試験件数		18

注1 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

注2 表以外に農林水産大臣の指示により、無登録汚泥肥料等の生産・流通に係る11事業場へ緊急の立入検査(5点収去)を行っている。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

センターでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っている。

ア 仮登録肥料の公定規格制定に関する調査

センターが実施した仮登録肥料の肥効試験により、申請書に記載された栽培試験の成績が真実であると認められた場合には、農林水産大臣は公定規格を定めなければならないこととされている。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの要望に対して技術的助言を行い、公定規格等の改正に関する申出書を受理するとともに、その内容を技術的に調査し、改正の適否等の意見を付して、農林水産省へ報告している。

ウ 有害成分等に係る公定規格の設定等の調査

廃棄物を利用した肥料など、含有する有害物等により植害、土壤汚染等のおそれのある肥料を対象に、有害成分等に係る公定規格設定のための調査を行っている。

平成19年度は、ア及びウの調査の実績はなかったが、イの公定規格の改正に関する申し出の調査を4件実施した。

表2-3 公定規格改正申し出処理件数

区 分	年 度	平成19年度
	公定規格改正申し出処理件数	4

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため、科学的な見地から安全性が確認され、製造・出荷の停止が解除された肉骨粉等について、解除条件に合致していることの確認検査（センター理事長の確認検査）、解除された肉骨粉等のうち牛の部位を原料とするものについて、牛のせき柱等が混合しない工程で製造していることの確認検査（農林水産大臣の確認検査）を行っている。

平成19年度は、理事長確認検査41件、大臣確認検査5件をセンターが実施した。

表2-4 大臣等確認検査実績

区 分	年 度	平成19年度
	理事長確認検査件数（注1）	41
	大臣確認検査件数（注2）	5

注1 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）に基づくもの

注2 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知）に基づくもの

(5) 標準試料の作成及び配布

肥料分析の正確さ及び精度の維持向上を図るため、肥料分析標準試料を作成し、肥料生産業者、分析機関へ配布を行っている。

平成19年度は、38本の標準試料を配布した。

表2-5 標準試料の配布本数

試料名 \ 年 度	平成19年度
A 試 料 (高度化成肥料)	20
B 試 料 (普通化成肥料)	18

3 農薬関係業務

(1) 農薬行政の動き

ア 魚介類における残留農薬基準値の設定

水田等で使用された農薬が水系を通じて下流の湖沼などのシジミから検出された事例が確認された。このため、農林水産省により、適正な止水管理や特定の農薬に偏らない防除について指導が行われた。

また、関係県等から魚介類における残留農薬基準の設定の要望がなされてきたが、薬事・食品衛生審議会において、魚介類の残留基準値設定方法が承認されたことを受けて、データの整備が完了した農薬から厚生労働省に対して基準設定依頼が行われている。

今後、食品安全委員会での食品健康影響評価や厚生労働省による審議を経て、順次、魚介類における残留農薬基準値が設定されることとなる。

イ 疑義資材の監視体制の強化

農薬登録を受けずに輸入・販売されていた園芸用資材（商品名：アグリクール）について、当センター農薬検査部による分析により農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明し、取扱会社による製品の自主回収が行われた。これを受け、農林水産省では、無登録農薬であると疑われる資材（疑義資材）に係る製造業者、販売業者への指導手順を都道府県担当者等に通知した。また、このような資材の監視体制強化の一環として、農林水産省ホームページに一般からの情報提供の場として、「農薬目安箱」が設置された。

ウ 農薬登録制度改善に向けた取り組み

国際的な動向を十分に把握し、科学的な情報に基づきリスクの程度を考慮して、農薬登録制度の改善を進めるため、農林水産省では、農薬に係る各分野の有識者の意見を聴取しつつ、その方向性を議論する目的で「農薬登録制度に関する懇談会」を設置した。

今年度は、既に政府の「規制改革・民間開放推進会議」から指摘のあった農薬登録に用いる試験成績の試験実施機関を民間に開放することについて議論が行われ、この議論を踏まえて、平成20年3月31日付け通知改正により、民間試験機関で実施された薬効薬害試験成績の受入と、作物残留試験へのGLP制度の導入が措置された。

なお、平成20年度以降、作物残留試験の例数増、家畜代謝試験の要求等について、本懇談会で議論されることとなっている。

(2) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、作物への残留性等安全性の面から、使用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告している。

ア 平成19年度の検査状況

平成19年度に検査を終了したものは表3-1のとおりであった。
 この他、1,129件の農薬について再登録に係る検査を行った。

表3-1 農薬登録検査終了件数

分類	指示件数* (当年度+継続分)	検査終了件数
基準必要*	321	105
上記以外	2,691	1,592

基準必要：農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬

指示件数：平成19年度4月1日時点の検査未了農薬を含む。

イ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置している。平成19年度においては、微生物農薬検討会を2回、農薬使用時安全性検討会を3回開催した。

(3) 農薬GLP制度に基づく査察

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からGLP(Good Laboratory Practice)に係る制度が設けられている。GLP制度とは、試験成績の信頼性を確保するための試験施設に対する監査制度で、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管に対する査察を行っている。査察の対象とする試験範囲は、以下の60項目である。

- ・ 毒性試験(急性毒性、慢性毒性、発がん性など) 32項目
- ・ 物理的・化学的性状試験(蒸気圧、溶解度、土壌吸着など) 14項目
- ・ 水産動植物への影響試験(魚類、ミジンコ類、藻類) 10項目
- ・ 生体内等運命試験(動物、植物、土壌、水) 4項目

平成19年度における試験施設への査察は、国(農林水産省)からの要請に基づき、国に申請のあった15試験施設について実施した。

表3-2 GLP査察件数

試験施設									
確認申請受理試験施設数					査察実施試験施設数				
施設数	項目内訳				施設数	項目内訳			
	毒性	物化性	水生	運命		毒性	物化性	水生	運命
15	4	8	6	2	15	4	8	6	2

(4) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図っている。

平成19年度については、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に28都道府県下の延べ87製造場において立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、34点の農薬を集取し、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

表3-3 製造場に対する立入検査状況（平成19年4月～平成20年3月）

都道府県名	立入件数	集取農薬数	都道府県名	立入件数	集取農薬数
北海道	3	2	岐阜県	1	0
宮城県	3	1	静岡県	4	1
山形県	1	1	愛知県	2	2
福島県	10	5	三重県	2	2
茨城県	6	1	京都府	1	0
栃木県	1	2	大阪府	4	0
群馬県	9	1	兵庫県	3	1
埼玉県	5	1	岡山県	5	2
千葉県	1	0	広島県	2	1
東京都	2	0	山口県	5	1
神奈川県	2	2	福岡県	3	2
新潟県	2	0	佐賀県	1	1
富山県	1	3	大分県	4	0
長野県	2	2	沖縄県	2	0
			28都道府県	87	34

(5) 農薬登録検査に係る関連業務

中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等について、社会情勢を踏まえた農林水産省からの要請に基づき、表3-4の業務に対応した。

表3-4 農薬登録検査に係る関連業務の実施状況

要請内容		取組内容
平成18年5月に施行された食品衛生法に基づく、残留農薬基準のポジティブリスト制度への移行に伴う次の技術支援要請	魚介類に対する残留農薬基準の設定に対する協力 土壌処理農薬の土壌・作物残留試験	シジミにおける農薬残留問題に対応した魚介類の残留農薬基準設定に関し、基準設定に必要な資料の検討を行うとともに、対象農薬の資料の妥当性について技術的検討を行った。 平成18年度に発生したイチゴ等における残留農薬基準超過事例の原因究明に資するため、土壌・作物残留試験を行い、農薬残留に影響を与える要因について緊急的に調査した。
生産量の少ない農作物への農薬登録の促進		登録に必要な作物残留試験について、試験設計の審査及び助言等を行った（審査5件、助言5件）。
農薬の毒性に関する試験の適正実施に係る制度（農薬GLP制度）の適用対象試験に「農作物への残留性に関する試験」を追加することに係る検討（作物残留試験へのGLP制度の適用）		「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申（平成18年12月）」を受け、登録申請に用いる試験成績のうち作物残留試験を含めた薬効・薬害試験等の民間開放に向け、同試験施設の基準を「農薬GLP基準に適合した施設」に改正することとなった。 このため、作物残留試験に関するGLP基準及び査察の実施方法等の検討を行い、関係通知の改正作業等を支援した。
農薬の疑いのある資材（疑義資材）の分析		4種類（31点）の疑義資材について、農薬の有効成分が含まれているか否かの分析を行い、結果を報告した。

(参考) 農薬年度(平成18年10月1日～平成19年9月30日)による農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成19農薬年度(平成18年10月1日～平成19年9月30日)に登録された農薬は、3,276件でその内訳は新規登録223件、再登録1,236件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録(適用拡大等)1,817件であった。

新規登録された化合物は11(殺虫剤5、殺菌剤4、除草剤1、その他1)であり、これらの新規化合物を含む農薬は15種類(殺虫剤7、殺菌剤6、除草剤1、その他1)が登録された。既登録化合物(生物農薬を含む。以下同じ。)の農薬は156種類(殺虫剤51、殺菌剤33、殺虫殺菌剤23、除草剤42、農薬肥料2、植物成長調整剤3、その他2)が新たに登録された。これら156種類の農薬を既登録剤と同一剤型であるかどうか等の観点から類別すると新剤型13種類、新混合剤35種類、新製剤23種類、既製剤85種類であった。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤69件(30.9%)、殺菌剤50件(22.4%)、殺虫殺菌剤29件(13.0%)、除草剤66件(29.6%)、農薬肥料2件(0.9%)、植物成長調整剤4件(1.8%)、その他3件(1.3%)であった。(表3-5及び表3-6参照)

表3-5 農薬年度別登録件数

種類 \ 農薬年度	15	16	17	18	19
新規登録	201 (100.0)	259 (100.0)	195 (100.0)	242 (100.0)	223 (100.0)
殺虫剤	34 (16.9)	40 (15.4)	28 (14.4)	50 (20.7)	69 (30.9)
殺菌剤	40 (19.9)	37 (14.3)	26 (13.3)	49 (20.2)	50 (22.4)
殺虫殺菌剤	39 (19.4)	46 (17.8)	22 (11.3)	32 (13.2)	29 (13.0)
除草剤	80 (39.8)	115 (44.4)	116 (59.5)	102 (42.1)	66 (29.6)
農薬肥料	0 (0.0)	3 (1.2)	0 (0.0)	6 (2.5)	2 (0.9)
殺そ剤	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
植物成長調整剤	4 (2.0)	14 (5.4)	1 (0.5)	1 (0.4)	4 (1.8)
その他	3 (1.5)	4 (1.5)	2 (1.0)	2 (0.8)	3 (1.3)
再登録	1,530	1,530	1,178	1,260	1,236
計	1,731	1,789	1,373	1,502	1,459
登録事項変更登録	1,627	1,062	961	2,142	1,817

注：・平成19年度9月末日現在 有効登録件数 4,241 件

- ・17、18、19農薬年度の3か年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3か年の登録有効期間中に製造廃止された農薬があることによる。
- ・()内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

表3-6 新規登録農薬の内訳

A 含有する有効成分別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
単剤	56	35	2	17	1	4	3	118
2種混合剤	13	15	14	25	1	0	0	68
3種混合剤	0	0	8	17	0	0	0	25
4種混合剤	0	0	3	7	0	0	0	10
5種混合剤	0	0	2	0	0	0	0	2
計	69	50	29	66	2	4	3	223

B 類別登録件数

(種類数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長調整剤	その他	計
新規化合物	7	6	0	1	0	0	1	15
新剤型	2	4	2	4	0	1	0	13
新混合剤	4	3	15	12	1	0	0	35
新製剤	9	4	1	8	0	1	0	23
新単剤	0	0	0	0	0	0	0	0
既製剤	36	22	5	18	1	1	2	85
計	58	39	23	43	2	3	3	171

注：新 剤 型；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、剤型が既登録剤と異なる製剤。

新混合剤；既に登録を受けている農薬の有効成分を新たな組合せで、2種類以上混合した製剤。

新 製 剤；有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、かつ剤型も同一であるが、有効成分含有量が既登録剤と異なる製剤。（「種類名」は既登録剤と同一となる。）

新 単 剤；有効成分が既に登録を受けている混合剤の一有効成分と同一であり、当該有効成分単独では初めての製剤。

既 製 剤；既に登録を受けている農薬と有効成分、その成分含有量及び剤型が同一である製剤。

2 新規化合物の登録

平成19農薬年度には11種類の新規化合物が登録された。これらの新規化合物の種類、有効成分の化学名等は表3-7のとおりである。

表3-7 19農薬年度(平成18年10月1日～平成19年9月30日)に登録された新規化合物

区分	種類名	農薬名	新規化合物の化学名	会社名	登録年月日	剤型(有効成分)	適用内容
殺虫剤	フロニカミド	ウララ	N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド	石原産業	H18.10.6	水和剤(10.0%)	りんご(アブラムシ類)、他
	フルヘンジアミド	フェニックス	3-エトド-N-(2-メチル-1,1-ジメチルエチル)-N-{4-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]-o-トリル}フタルアミド	日本農薬	H19.2.27	水和剤(80.0%)	もも(リンゴコカクシハダカ)、他
	ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス	ハスモン天敵	ハスモンヨトウ核多角体病ウイルスFu-1株包埋体	日本化薬	H19.3.7	水和剤(1×10 ⁹ 個/g)	いちご(ハスモンヨトウ)、他
	燐酸第二鉄	フェラフェル	燐酸第二鉄水和物	ノイトルフ	H19.3.20	粒剤(0.98%)	ナメクジ類、カタツムリ類が加害する農作物等(ナメクジ類、他)
	チチュウカイツヤコバチ	ヘミハール	チチュウカイツヤコバチ羽化成虫	アリスタ	H19.7.4	(50頭/カート)	野菜類(施設栽培)(タバココナシラミ類(シルハリーフコナシラミを含む))
殺菌剤	メトコナゾール	ワークアップ	(1RS,5RS;1RS,5SR)-5-(4-クロロヘンシール)-2,2-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロヘンタノール	クレハ	H18.11.29	乳剤(9.0%)	小麦(うどんこ病、他)
	ハチルスシンプレクス	モミホーフ	ハチルスシンプレクスCGF2856株	セントラル硝子	H18.12.13	水和剤(1×10 ¹⁰ CFU/g)	稲(もみ枯細菌病、苗立枯細菌)
	ヘンチアハリカルブイソプロピル	マモロット	イソプロピル=[(S)-1-{[(R)-1-(6-フルオロ-1,3-ヘンソチアゾール-2-イル)エチル]カルバモイル}-2-メチルプロピル]カルバマート	クマイ化学	H19.4.26	水和剤(15.0%)	きゅうり(べと病)、他
	ココナリウムミニタンス	ミニタンWG	ココナリウムミニタンスCON/M/91-08株胞子	石原産業	H19.6.6	水和剤(5×10 ⁸ CFU/g)	キャベツ(菌核病)、他

区分	種類名	農薬名	新規化合物 の化学名	会社名	登録年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
除草剤	ヨード ⁺ スルホンメチルナトリウム塩	テ ⁺ ステイニ-WD G	メチル=4-ヨード ⁺ -2-[3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イル)ウレイト ⁺ スルホニル]安息香酸,ナトリウム塩	ハ ⁺ イル	H19.4.18	水和剤 (10.0%)	日本芝(一年生広葉雑草)
その他	ホ ⁺ リオキシアルキレンアルキルエーテル	Y-ハッテン	ホ ⁺ リオキシアルキレンアルキルエーテル	協友アグ ⁺ リ	H19.2.7	展着剤 (30.0%)	殺虫剤、殺菌剤(野菜類、他)

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、センターの職員が製造事業場等へ立入検査を行い、飼料等の収去を行っている。

立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については試験を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。試験結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び試験の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害成分が基準値以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っている。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っている。

平成19年度は、624事業場に立入検査を実施し、1,022点の飼料等を収去した。検査の結果、2点が不合格であった。

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

区 分	年 度	平成19年度
検査箇所数		624
収去件数		1,022
うち不合格件数(不合格率(%))		2(0.2)
分析成分点数		7,220

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) 特定添加物の検定に関する業務

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物（飼料添加物に指定されている抗生物質製剤（現在19種類））については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す特別な表示を付したものでなければ販売してはならないとされており、センターは、この試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っている。

なお、検定業務の概要は、以下のとおりである。

(ア) 検定申請の受付

受検者.....特定添加物の製造業者及び輸入業者

申請.....受検者に係る事業場の所在地を管轄するセンターに申請書を提出する。

申請書記載内容の審査

手数料.....1申請当たり52,900円

(イ) 試験品の採取

申請に係る事業場等に出向き、検定用の試験品及び保存用品の採取を行う。

(ウ) 試験

検定は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第2に定めるところにより実施する。

試験の種類.....性状、確認試験及び力価試験

合否の判定.....試験の結果が特定添加物の種類毎に定める成分規格に適合しているか否かの判定を行う。

(エ) 検定結果の通知

申請者に対し、検定結果を通知する。

(オ) 合格品に対する合格証紙の貼付

検定に合格した時は、申請に係る事業場等に出向き、検定に合格した特定添加物の容器等に合格証紙の貼付を行う。

平成19年度は、特定添加物の検定を324件実施した。

表4-2 特定添加物の検定実績

区 分	年 度
特定添加物の検定件数	平成19年度 324

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施している。

平成19年度は、前年度に申請された1件について、基準等に適合している旨を示す書面を交付した。

(3) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関（公定規格の登録検定機関）に対して分析技術の維持・向上を図るため、共通試験を用いた登録検定機関の技術水準の確認試験を実施している。

平成19年度は、登録検定機関に対する技術的指導を10件実施した。

表4-3 登録検定機関に対する技術的指導件数の推移

機関	年度
特定飼料関係機関	平成19年度 10

(4) 「製造業者専用」表示の承認

飼料又は飼料添加物を製造業者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、表示の基準に定める表示事項の一部を省略することができることとなっており、この承認に係る審査を実施している。

平成19年度は、「製造業者専用」表示の承認に係る審査を295件実施した。

表4-4 「製造業者専用」表示承認件数

区分	年度
承認件数	平成19年度 295

(5) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 現在、飼料添加物に指定されているものについて、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行っている。

平成19年度は、飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を15件実施した。

表4-5 飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査件数

区分	年度
調査件数	平成19年度 15

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」（昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知）適用対象試験に対する飼料添加物G L P査察を実施している。

平成19年度は、飼料添加物G L P査察の実績はなかった。

(6) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け19消安第13845号、農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、平成19年度より抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場のガイドラインへの適合状況の確認検査を行っている。

平成19年度は、抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を配合飼料について20事業場、飼料添加物について9事業場に対して実施した。

表4-6 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

区分 \ 年度	平成19年度
配合飼料事業場	20
飼料添加物事業場	9

(7) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場における、これら以外のたん白質の混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、ゼラチン、コラーゲンの製造事業場における、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、動物性油脂の製造事業場における、牛のせき柱の混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、輸入魚粉等の輸入先の製造事業場における、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場における、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っている。

平成19年度は、～の農林水産大臣の確認検査578件、のセンター理事長の確認検査18件をセンターが実施した。

表4-7 大臣等確認検査数

区分 \ 年度	平成19年度
大臣確認検査(注1)	578
理事長確認検査(注2)	18

注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け農林水産消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(8) モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施している。なお、検査結果はホームページ等で公表している。

平成19年度は、表4-8のとおりモニタリング検査を実施した。

表4-8 モニタリング検査点数

項目	年度	平成19年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査		606
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査		78, 911
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査		296
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定		1, 378

(9) 飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査技術を向上させるため分析法の開発、改良を行うとともに、飼料等の分析法について、国際基準との比較検討を実施している。

平成19年度は、13課題について分析法の開発を行い、そのうち1課題について国際基準との比較検討を実施した。

表4-9 開発実績

区分	年度	平成19年度
分析法の開発の課題数		13 (1)

注 () は国際基準との比較検討件数であって内数である。

(10) 標準製剤等の配布

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を行っている。また、飼料及び飼料添加物の製造事業場における品質管理等に資するため同常用標準品を配布している。

平成19年度は、499本の標準製剤を配布した。

表4-10 標準製剤配布本数

区分	年度	平成19年度
標準製剤配布本数		499

5 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造工場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示についての指導及び土壌改良資材の集取を行っている。

集取品については本部において分析・鑑定を実施し、品質表示内容の適合性を判定する。その結果は立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っている。講評の際、必要に応じて改善について指導を行い、表示の適正化を図っている。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施している。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施している。

平成19年度は、32事業場に立入検査を実施し、29点の土壌改良資材を集取し、検査の結果、6点が不合格であった。

表5-1 立入検査の実績

区 分	年 度	平成19年度
立入検査事業場数		32
集取点数		29
うち不合格点数 (不合格率%)		6 (20.7)
分析成分点数		59
現地指導件数		10

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

センターでは、原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いて、原産地判別検査や遺伝子組換え食品の分析検査等の食品表示の真正性の検査を、毎事業年度6,000件以上実施している。

また、遺伝子組換え食品の分析検査にあっては、検査の結果、組換え遺伝子が検出された、あるいは判別がつかない場合は、分別生産流通管理（IPハンドリング）が適正に行われているかどうか製造業者等への調査（IP調査）を行っている。

さらに、社会的に関心の高い品目については、農林水産省と連携して、重点的に検査を実施している。

これらの検査の結果、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産大臣からの指示等に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等に対し立入検査又は任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施している。

平成19年度は、食品表示の監視に関する検査を、合計6,055件実施した。（表6-1）

その結果、加工食品については、軽微な不適正表示が認められた370件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、偽装の恐れがあり農林水産省による行政指導等が必要と思われる疑義案件（116件）について、農林水産省に報告した。

また、生鮮食品については、不適正な表示が認められた55件について、検査結果を農林水産省に報告した。

表6-1 平成19年度における食品表示の検査

品 目	検査件数	センターによる 指導件数	農林水産省報告 疑義件数
生鮮食品	685	-	55
加工食品	5,370	370	116
計	6,055	370	171

6,055件のうちの主な調査分析結果は以下のとおりである。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して911件実施した。（表6-2）

その結果、軽微な不適正表示が認められた加工食品25件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、偽装の恐れがあり農林水産省による行政指導等が必要と思われる疑義案件（26件）について、農林水産省に報告した。

また、不適正な表示が認められた生鮮食品46件について、検査結果を農林水産省に報告した。

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して501件実施した。（表6-3）

検査の結果、組換え遺伝子が検出されたもの等156件のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を155件行った。調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、分別生産流通管理の調査を実施しなかった1件については、調査対象となる製造業者が廃業していたため、調査の対象外とした。

ウ 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査

農林水産省と協議して、社会的に関心の高い品目を選定し、農林水産省と連携して、またはセンターが独自で計5回重点的な検査を実施した。(表6-4)

表6-2 食品の原料産地表示に関する検査(表6-1の内数)

品 目		検査件数	センターによる 指導件数	農林水産省報告 疑義件数
生鮮食品	アサリ	72	-	25
	マグロ	116	-	4
	シジミ	32	-	1
	黒大豆	22	-	0
	ネギ	108	-	5
	タマネギ	90	-	11
加工食品	乾しいたけ	178	12	22
	農産物漬物(梅漬物)	81	8	0
	アジ・サバ加工品	212	5	4
計		911	25	72

注 指導件数は食品の原料産地表示以外の分析結果や表示方法を確認した結果に対する指導を含む。

表6-3 遺伝子組換え食品の遺伝子品表に係る確認検査(表6-1の内数)

品 目		確認検査件数	IP調査実施件数	不適合件数
生鮮食品	大豆等	28	0	-
加工食品	大豆加工品	352	134	0
	とうもろこし加工品	59	10	0
	ばれいしょ加工品	62	11	0
計		501	155	0

表6-4 社会的に関心の高い品目に対する重点的な検査(表6-1の内数)

調査区分	調 査 内 容	検査件数
農林水産省等と 連携して行った調査 (特別調査)	アサリの表示に関する特別調査(注)	52件
	牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査	110件
	牛肉及び牛肉加工品の表示に関する特別調査	牛肉 157件 牛肉加工品 82件
センターが独自で 行った調査 (重点調査)	はちみつの表示に関する重点調査	304件
	牛挽肉加工品の表示に関する緊急調査に追加して 実施した食肉加工品の表示に関する重点調査	218件
計 5回(うち特別調査3回、重点調査2回)		

注 表6-2の実績の内数である。

(2) 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度である。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」という。農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者（以下「事業者」という。）が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりである。

農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請する。

申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行う。

認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資についてJAS規格に適合するかどうかの検査を行い、適合する場合にはJASマークを表示することができる。

このようなJAS規格制度の仕組みの中で、センターでは、次の調査を行っている。

ア 登録申請等に係る調査

JAS規格制度では、JASマークを表示することができる事業者を認定する機関を「登録認定機関」といい、センターは、登録認定機関になるための登録及び更新申請時の調査（以下「技術上の調査」という。）を行っている。JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準（ISO/IEC17011（適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項））に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。

また、外国にある事業所で外国の事業者をJAS法に基づき認定する機関（登録外国認定機関）に対しても、同様に調査を行っている。（以下、登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。）

平成19年度は、新規登録申請13件、登録内容の変更の申請423件に対応し、計436件の技術上の調査を実施した。

表6-5 登録認定機関等の技術上の調査件数

種類・区分等	新規申請	変更申請	計
飲食料品	1 (0)	32 (0)	33 (0)
林産物	1 (1)	30 (16)	31 (17)
畳表及び生糸	2 (0)	3 (0)	5 (0)
地鶏肉、有機農産物等	7 (2)	309 (24)	316 (26)
生産情報公表牛肉等	2 (0)	49 (0)	51 (0)
計	13 (3)	423 (40)	436 (43)

注1 平成18年度に受付けて、平成19年度に農林水産省に報告したのものも含む。

注2 ()内は、登録外国認定機関の調査件数であり、各調査件数の内数である。

イ 定期的調査・指導監督

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、センターは、以下により毎年1回の定期的調査を行っている。また、調査の結果、軽微な問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認している。

事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査

認定業務の立会調査 : 登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現場にセンターが立会って行う調査

JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、性能等がJAS規格に適合しているか検査

また、これらの調査・指導監督の結果、不正なJASマーク表示の疑義が生じた場合には、農林水産大臣の指示等に基づき、登録認定機関等や認定事業者に対する立入検査等を行っている。

なお、平成17年6月のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、登録格付機関に対する指導・監督業務も引き続き行っている。

平成19年度は、登録認定機関に対する定期的調査を立会調査及び格付品検査と連動して、調査対象となるすべての機関である113機関（133事業所）に対して各1回実施し、調査の結果、軽微な問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた80機関に対しては、文書による是正指導を行った。（表6-6）

また、登録格付機関に対する定期的調査を4機関（116事業所）に対して各1回実施し、調査の結果、不適合が認められた2機関（2事業所）に対して、文書による是正指導を行った。（表6-7）

表6-6 登録認定機関等の定期的調査件数

区 分	事業所調査実施機関数		立会調査件数		JAS格付品検査件数	
		是正要求		是正要求		是正要求
飲食料品	15(0)【 22(0)】	10(0)	104(0)	5(0)	217(0)	3(0)
林産物	12(9)【 19(9)】	12(9)	53(7)	9(2)	126(7)	17(1)
生糸	1(0)【 1(0)】	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
地鶏肉、有機農産物等	72(7)【 78(7)】	51(5)	249(10)	28(0)	379(2)	13(0)
生産情報公表牛肉等	13(0)【 13(0)】	7(0)	11(0)	1(0)	4(0)	3(0)
計	113(16)【133(16)】	80(14)	417(17)	43(2)	726(9)	36(1)

注1 【 】内は、調査を実施した事業所数である。

注2 ()内は、登録外国認定機関の調査件数であり、各調査件数の内数である。

注3 是正要求は、平成19年度内に文書による是正要求を行った機関数である。

表6-7 登録格付機関に対する定期的調査件数

区分等	事業所調査実施機関数		立会調査件数		JAS格付品検査件数	
		是正要求		是正要求		是正要求
飲食料品	2【 21】	0	0	0	0	0
林産物	2【 95】	2	9	0	3	0
計	4【116】	2	9	0	3	0

注1 【 】内は、事業所の調査数である。

注2 「立会調査」は、第一方式又は第一種格付検査に立会って行う調査である。

注3 是正要求は、平成19年度内に文書による是正要求を行った機関数である。

(3) 農林物資等の立入検査等

「(1)食品表示の監視における検査」及び「(2)のイ定期的調査・指導監督における調査」の他、食品表示110番等により寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等の事業者及び登録認定機関に対し立入検査、又は農林水産省の要請に基づく任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施している。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行（協力調査）、農林水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査（確認調査）も実施している。

平成19年度は、立入検査を5件、任意調査を136件、協力調査を20件及び確認調査を34件実施した。

表6-8 立入検査等実施件数

検査等区分	食品の品質表示関係の検査等		JAS製品関係の検査等		計	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	2	4	3	4	5	8
任意調査	112	157	24	39	136	196
協力調査	19	21	1	3	20	24
確認調査	25	29	9	9	34	38
計	158	211	37	55	195	266

注1 「食品の品質表示関係の検査等」の欄は、食品の品質表示に疑義が生じた場合に、農林水産大臣の指示等に基づき、事業者に対して「(1)食品表示の監視」の一環として行った立入検査等の件数である。

注2 「JAS製品関係の検査等」の欄は、JAS製品について不正なJASマーク表示の疑義が生じた場合に、農林水産大臣の指示等に基づき、登録認定機関や関係事業者に対して「(2)登録認定機関・認定事業者に対する指導・監督」の一環として行った立入検査等の件数である。

(4) JAS規格及び品質表示基準の見直し等

JAS規格は、その制定等の日から5年以内に消費者、生産者、学識経験者等から構成される農林物資規格調査会（JAS調査会）において見直しが行われることになっており、規格の制定や見直しをする場合には、JAS調査会の議決を経なければならない。また、品質表示基準についても、必要に応じて見直しを行っている。JAS調査会では、センターが行った見直し該当品目に関する調査結果を踏まえて検討が行われることになっている。

ア JAS規格及び品質表示基準の定期見直しに係る調査分析

見直し該当品目に関する調査の内容は次のとおりである。

対象規格の製品の品質及び表示に関する調査（品質実態調査）

対象規格の製造者、消費者、実需者、流通業者等、JAS規格を利用すると考えられる者に対するアンケート調査及びヒアリング調査（利用実態調査）

対象規格とコーデックス規格との整合性の調査（国際規格整合性調査）

また、対象規格の改正が必要と判断されるときは、対象規格の改正原案を作成し、その検討を行うために、有識者、消費者、対象規格に係る業界団体及び登録認定機関等の利害関係者で構成する検討委員会を設置している。

平成19年度は、見直し対象となっているJAS規格及び品質表示基準について、次表のとおり調査分析、検討委員会の開催等を行い、見直しに対する意見書を作成し農林水産省へ報告した。

表6-9 JAS規格及び品質表示基準定期見直しに係る調査件数

		JAS規格 品目数（規格数）			品質表示基準 基準数
		飲食料品	林産物		
見直し意見書の報告		25品目(53規格)	22品目(42規格)	3品目(11規格)	15基準
定期見直し調査の実施状況	利用実態調査	14品目(28規格)	12品目(22規格)	2品目(6規格)	7基準
	消費者団体	11品目(21規格)	11品目(21規格)	-	-
	実需者	11品目(24規格)	9品目(18規格)	2品目(6規格)	-
	流通業者	11品目(24規格)	9品目(18規格)	2品目(6規格)	7基準
	製造業者	14品目(28規格)	12品目(22規格)	2品目(6規格)	-
	品質実態調査 【市販品検査件数】	13品目(27規格) 【448件】	11品目(21規格) 【398件】	2品目(6規格) 【50件】	7基準 【340件】
	国際規格整合性調査 【市販品検査件数】	4品目(4規格) 【78件】	4品目(4規格) 【78件】	-	3基準 【177件】
消費者団体説明会 【開催回数】	21品目(43規格) 【4回】			14基準 【4回】	
事前検討会（ワーキンググループ） 【開催回数】	15品目(31規格) 【13回】			9基準 【4回】	

イ J A S 規格等検査・分析手法の妥当性確認

アのほか、見直し対象規格の規格基準事項及び品質管理項目の分析方法の改善、分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認の調査を実施している。調査にあっては、Codex、AOAC、ISO等国際的に認知されている分析法及びJ A S 規格等に指定されていない新たな分析法について文献調査及びヒアリング調査を行うとともに、妥当性確認のための共同試験、測定方法確認のための分析試験及び従来手法と新たな手法の同等性確認試験を行っている。

また、学識経験者、業界団体等で構成する検討委員会を開催し、分析法の妥当性確認試験設計及びその試験結果並びにサンプリング手法の妥当性について検討を行っている。

平成19年度は、調査分析及び検討委員会を次表のとおり実施した。

表6-10 検査・分析妥当性確認調査件数等

調査内容・検討委員会		品目数・分析項目数・実施回数(注)		
			飲食料品	林産物
分析及びサンプリング手法の調査	文献調査	15品目41項目	10品目10項目	5品目31項目
	ヒアリング調査	21品目31回	19品目28回	2品目 3回
妥当性確認試験等	妥当性確認のための共同試験	9品目 9項目	9品目 9項目	-
	測定方法確認のための分析試験	6品目 3項目	1品目 1項目	5品目 2項目
	従来手法と新たな手法の同等性確認	4品目 5項目	4品目 5項目	-
妥当性検討委員会	分析法妥当性検討委員会	4回	2回	2回
	サンプリング方法妥当性検討委員会	4回	2回	2回

注 各妥当性検討委員会においては委員会の開催回数を、それ以外については調査品目数及び調査分析項目数(ヒアリング調査においては調査回数)を記載している。

ウ J A S 制度に係るパブリックコメント推進事業

J A S 規格及び品質表示基準の改正案について、広く国民等から意見・情報を募集(パブリックコメント)することとなっており、それを受けて、各都道府県、消費者団体、製造業者、業界団体等に対して、センターにおいて説明会を行っている。

平成19年度は、説明会について希望者を募ったところ、参加希望者がいない又は少人数であったため、説明会は実施せず、参加希望者には個別対応により見直しの内容の説明を行った。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品のリスク管理を実施するためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを、科学的原則に基づいた実態調査により把握しておくことが必要である。このため、農林水産省は、有害化学物質による農林水産物や食品の汚染の実態調査（サーベイランス・モニタリング）を科学的・統一的に行うための「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」を定めている。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせて人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となる。

センターでは、国が行う食品等のリスク管理に必要不可欠な食品、農産物、飼料中の残留農薬、かび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告している。

平成19年度は、実態調査を農産物2,248検体、飼料2,619検体、合計4,867検体に対して実施し、調査結果を農林水産大臣に報告した。

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査検体数

分析対象	分析項目	検体数
農産物	残留農薬	2,038
	かび毒（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール及びゼアラレノン）	210
	計	2,248
飼料（注）	かび毒（オクラトキシンA、アフラトキシン類、ゼアラレノン及びDON）	1,137
	有害金属（カドミウム、無機ヒ素、水銀及び鉛）	783
	残留農薬	662
	ダイオキシン類	37
	計	2,619
合 計		4,867

注 本表は、表4-8（23ページ）のうちの飼料の有害物質のモニタリング検査について、分析項目別に分析検体数で表にしたものである。

8 国際関係業務

ISOの国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格・農薬登録制度に関する国際調和や残留基準設定のための技術的な支援等を行っている。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供など積極的に対応している。

(1) 国際標準化機構（ISO）の国内審議団体としての対応

ISO/TC34（国際標準化機構／食品専門委員会）TC89/SC3（木質パネル専門委員会／合板分科委員会）及びTC218（木材専門委員会）では、食品、飼料等、林産物等の分析法や安全性・品質の管理等に関する規格の検討が行われるが、これらが国際規格として発行された場合、我が国の農林水産業・食品産業等に影響を与える。この国際規格の作成に当たっては、投票による決議がなされることから、我が国も投票権のあるPメンバーの地位で参加するとともに、TC34内に設置されるSC10（動物用飼料分科委員会）SC12（官能分析分科委員会）についても情報の収集・整理及び国内関係者への情報提供等の体制整備を図る必要がある。

このため、センター本部内に、ISO/TC34、SC10、SC12、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体事務局を設置するとともに、各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について、必要に応じて外部有識者等からなる委員会を開催し、情報収集・整理、国内意見の集約、国際会議への参加等を行い、ISO提案規格への国内意見の反映に努めている。

平成19年度は、国際会議に役職員を3回派遣するとともに、国内委員会を4回開催した。

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体	TC34	TC34 /SC10	TC34 /SC12	TC89 /SC3	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議（派遣回数）	1(1)	0	0	0	1(1)	1(1)	3回(3名)
国内委員会（開催回数）	2	0	0	1	1	0	4回

注1 国際会議の欄において、派遣回数後の（ ）は、派遣した役職員数である。

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複作業をせずに円滑に進めるために、「リエゾン（liaison、連携役）」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っており、ISO/TC165（木質構造専門委員会）はセンターで国内審議団体事務局を設置していないが、TC89/SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ職員を派遣した。

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度に関する国際調和や、国際残留基準の設定などのために、経済協力開発機構（OECD）、FAO/WHO合同国際食品規格委員会（Codex委員会）等の国際会議に参加している。

平成19年度は、国際会議に4回参加した。

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議への参加実績

出席会議	開催国	出張期間	出張者
第39回CCPR(Codex残留農薬部会)	中華人民共和国	H19. 5. 6～5.13	1名
第21回OECD農薬作業部会及び第41回化学品合同会合	フランス共和国	H19. 6.11～6.16	1名
FAOグローバルマイナーユースサミット（注）	イタリア共和国	H19.12. 2～12.9	2名
OECD農薬残留専門家会合	フランス共和国	H20. 1.21～1.26	1名

注 FAOが主催する生産量の少ない農作物への農薬登録促進のための国際会合

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格（Codex）への対応

WTO・TBT協定（世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定）により、WTO加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きい。このため、センターの技術的知見を活かし、分析・サンプリング法部会及びアジア地域調整部会において、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させるため、政府出席者に対し技術的な助言を行っている。

また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」、財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」及び社団法人日本食品衛生協会が主催する「コーデックス委員会活動報告会」等に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っている。

さらに、コーデックスに提案されている国際規格案について、当該規格案の品質要件及び分析法を検討するための市販品の検査分析を行っている。

平成19年度は、国内会議に13回出席するとともに、国際規格案検討のためのみそ・豆腐等の市販品の検査分析を122件実施した。

表8-3 コーデックスへの対応実績

		実績
国際会議	(派遣回数)	0回
国内会議	(出席回数)	13回
国際規格案の検討のための市販品の検査	(合計件数)	122件
発酵大豆ペースト (Fermented soybean paste : みそに相当)		75件
非発酵大豆製品 (Non-Fermented soybean products : 豆腐、油揚げ等に相当)		47件

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行っている。

平成19年度は、専門家として役職員を3回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を7回実施した。

表8-4 国際協力業務に関する実績

		実績
専門家の派遣	(派遣回数)	3回 (3名)
外国人受入研修	(実施回数)	7回 (46名 / 16カ国)

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっている。

また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっている。

平成19年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はなかった。

10 依頼検査及び農林物資の格付業務

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資（食品、林産物）の品質の検査及び農林物資の格付を有料で行っている。

(1) 依頼検査

依頼検査は、分析項目についての提出試料の検査及び生糸の原量の検査荷口全量の検査を行っている。

平成19年度は、提出試料の検査を81点、検査荷口全量の検査を16点実施した。

表10-1 依頼検査の検査試料数

	検査試料	検査試料点数
提出試料の検査	肥料	1
	飼料及び飼料添加物	49
	土壌改良資材	0
	農林物資（生糸、林産物）	31
	計	81
検査荷口全量の検査	農林物資（生糸）	16

注 検査荷口全量の検査のうち、生糸の原量についての検査はセンターが生糸のJAS規格による格付を行う場合に限り行われるものである。

(2) JAS規格に基づく農林物資の格付

JAS法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正前のJAS法第14条の2第1項に基づき、生糸のJAS規格による格付を行っている。

平成19年度は、生糸の格付を16件実施した。

表10-2 生糸の格付検査件数

	格付検査件数等		うち、合格		うち、不合格	
	件数	格付数量(kg)	件数	格付数量(kg)	件数	格付数量(kg)
実績	16	4,800	15	4,500	1	300

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

各分野の検査等業務に関する知見やノウハウの結集、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入など、統合メリットを最大限活用し、食の安全と消費者の信頼の確保に資するための取組を実施している。

(1) プロジェクトチームの設置

食の安全と消費者の食に対する信頼を確保する観点から、検査・分析能力の向上、情報提供能力の強化、生産資材由来のリスクの低減、食品表示等の信頼性の向上等の分野を対象に、毎事業年度2課題以上について、センターが有する知見やノウハウを結集し、改善・解決を図ることとしている。このため、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施している。

平成19年度は、プロジェクトチームを2チーム設置した。

表11 プロジェクトチーム設置実績

プロジェクトチーム名	取組の内容
牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム	牛挽肉加工食品及びその表示についての国民の信頼を早急に回復することを目的として、食品検査部門及び飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が特許を有する飼料中の肉骨粉の動物種を判別するためのDNA分析技術を食品の肉種鑑別に利用するなど、両部門の連携のもと迅速かつ効率的に緊急調査を実施した。
前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム	ポジティブリスト制度が導入される中で、前作に使用された農薬の作物残留に係るリスク低減に資するためのデータを得ることを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を選定し、両部門の連携のもと効率的かつ効果的に検査を実施した。

(2) 緊急時の対応

肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材への有害な物質等の混入等が原因となって食品への汚染が懸念される場合や、食品中の有害な物質の汚染の原因がこれらの資材にあることが懸念される場合には、食の安全を確保するため、センターの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしている。

平成19年度は、輸入冷凍ギョウザによる薬物中毒事案に対し、消費者相談窓口を土日も開設するなど輸入食品に関する相談400件に対応し、寄せられた健康危害に関連する情報20件については、保健所、農林水産省、国民生活センター等の関係機関に対して迅速に情報提供を行い、情報の共有化に努めた。

1.2 情報提供業務

食品及び生産資材の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく一元的に提供している。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、センターが行う業務内容・公表事項、食品や生産資材に関する情報などを、科学的な観点から分かりやすく解説し、タイムリーに提供している。また、インターネットを通じた食の安全と消費者の信頼確保に関する消費者等の意見交換の場として「電子フォーラム」を開催している。

メールマガジンでは、行政機関等の記者発表資料、イベントや研修会等の開催案内、その時々話題など、食の安全などに関わる情報を掲載し、月3回以上配信している。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を発行している。

平成19年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施した。

表12-1 ホームページ、メールマガジン、広報誌に関する実績

媒体	主な掲載情報	実績
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、飼料等の申請等の案内 ・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等 ・農薬登録情報 ・食品表示、JAS規格に関する情報 ・検査・分析技術の情報 	更新回数 244回 アクセス回数 657,896回
	<ul style="list-style-type: none"> ・電子フォーラム 	開催回数 3回
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等の記者発表資料 ・イベントや研修会等の開催案内 ・その時々話題 	配信回数 49回 延べ配信数 201,445通
広報誌	<ul style="list-style-type: none"> ・生産資材や食品に関する科学的な知識やセンターの関係業務の情報 ・食のQ&A、表示のQ&A ・行政情報 	発行回数 6回 発行部数 39,000部 (毎回 6,500部)

(2) 相談業務

消費者、事業者等からの相談に対し、表12-2に示す窓口により対応している。

平成19年度は、消費者からの相談3,590件、事業者からの相談27,138件に対応した。

表12-2 消費者相談及び企業相談窓口における相談受付件数

相談窓口	対応内容	相談受付件数
消費者相談窓口	消費者からの食品等の品質や表示に関する相談、食品等の欠陥に起因する被害に関する相談に対応	3,590件
食品表示110番(注1)	食品の表示に関する疑義情報の提供に対応	1,347件
企業相談窓口	製造事業者からの品質管理や表示、その他技術的な相談に対応	27,138件
一元的相談窓口(注2)	JAS法、食品衛生法に基づく食品表示に対する問い合わせに対し、一元的に対応	2,196件

注1 食品表示110番の受付件数の一部は、消費者相談の内数である。

注2 一元的相談窓口における相談受付件数は、全て企業相談件数の内数である。

(3) 講習会・研修会

消費者、地方公共団体、事業者等を対象に食品や生産資材の安全性・品質・表示等に関するテーマで、センターが有する専門的知識を活用した以下の講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っている。

平成19年度は、講習会・研修会を計50回開催した。(表12-3)

また、地方公共団体等からの要請に応じて行う講習会(派遣講習)へ36回、事業者等から依頼を受けて行う講習会(依頼講習)へ298回講師として役職員を派遣した。(表12-4)

表12-3 センターが主催する講習会開催実績

講習会等名称	対象者	内 容	平成19年度	
			実施回数	参加人数
食品品質等知見活用講習会	消費者、地方公共団体職員、事業者等	JAS規格等の食品等の品質等について正しい理解を促すための講習	10回	635名
食品等リスク情報共有化講習会	消費者、地方公共団体職員、事業者等	食品等のリスク等の意見交換等により情報の共有化を図ることを目的とした講習	9回	704名
地方公共団体職員研修	地方公共団体職員	農林水産省における消費者行政、食品等の一般知識、商品テストに係る検査分析技術等に関する研修	8回	130名
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び品質並びに検査技術に関する表示等に関する講習	8回	709名
消費者被害防止講習会	消費者	食品等による消費者被害の再発防止を目的とした講習	1回	60名
飼料製造管理者資格取得講習会	飼料製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する講習	1回	93名
抗菌剤GMP研修会	飼料製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管理、関係法令等に関する研修	6回	244名
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技術を取得するための講習	1回	5名
肥料取締・品質管理講習	肥料生産業者、肥料輸入業者	肥料登録を保持している者として遵守すべき事項に関する講習	6回	177名
計 50回(参加人数 2,757名)				

表12-4 地方公共団体、事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣実績

	平成19年度派遣回数
派遣講習(地方公共団体からの要請に応じて行う講習会への派遣)	36回
依頼講習(事業者等から依頼を受けて行う講習会への派遣)	298回

1.3 調査研究業務

肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくために、新しい検査・分析技術の開発、実用化の促進が不可欠である。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や改良のための調査研究に取り組んでいる。

平成19年度は、肥料について3課題、農薬について5課題、飼料等について7課題、食品等について24課題、合計39課題の調査研究を実施した。(表13-1)

その他、肥料分析法及び飼料分析基準等の開発及び改良のための調査研究を、肥料について8課題(18成分)、飼料等について13課題(26成分)実施した。(表13-2)

表13-1 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概要
肥料	汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積及び作物への吸収試験	汚泥肥料の連用によるカドミウム等の土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、大豆へのカドミウム等の吸収・残留試験を実施した。(平成20年度継続)
	カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査	カドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、肥料を施用した土壌を培養し、培養日数毎の土壌中のカドミウム全量、有機結合態カドミウム、ク溶性カドミウム、水溶性カドミウムを分析し、その変化を調査した。(平成20年度継続)
	産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査	産業廃棄物中の有害物質の含有実態調査として、建築廃材を原料に使用したたい肥中の重金属、農薬等を2か月毎に8か月間調査した。(平成20年度継続)
農薬	幼若ホルモン様農薬のミジンコ類に対する影響調査	OECDテストガイドライン211号(オオミジンコ繁殖試験)に、幼若ホルモン様作用を検出するための観察事項の追加を主体とする試験法の改訂案が提出されていることから、試験法の検証のため、被験物質を除去した後の回復性、作用機序の異なる農薬を供試した雌雄比等の変化、他生物種での雄化作用に関する調査を実施した。(平成20年度継続)
	農作物の加工調理による農薬の残留量の変化について	より精密な農薬の暴露量推定のため、加工調理による農薬の残留量の変化を把握し、加工調理に関するガイドライン案を作成するための基礎資料の作成・収集を行うこととし、精米及び炊飯条件の違いによる農薬残留量の変動について調査した。(平成19年度終了)
	農薬製剤中におけるダイオキシン類の分析法の確立	第1期中期計画において実施した農薬中のダイオキシン類の分析に適した前処理法の検討結果を参考にして、ベンゼン環に塩素が結合している化学構造をもつものを主体に6種類の補助成分(防黴剤、安定化剤等)について前処理操作(抽出、精製等)の検討を行うとともに、ダイオキシン類の定量を行った。(平成19年度終了)
	クロピラリドの作物体残留量の把握	先端技術を活用した農林水産高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」に参画し、クロピラリド残留堆肥を施用した土壌でほうれんそう及びかぶを栽培し、収穫物を分析し、結果を畜産草地研究所に報告した。(平成20年度継続)
	ヘプタクロル類の土壌中の動態把握	先端技術を活用した農林水産高度化事業「ヘプタクロル類の土壌及び作物への残留予測と吸収抑制技術の開発」に参画し、4種類の異なる土壌にヘプタクロルを添加した試料と2種類のヘプタクロル含有土壌を用い、異なる温度条件下における減衰を調査し、結果を農業環境技術研究所に報告した。(平成19年度終了)
	飼料等	飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発

	課題名	概要
飼料等	エンドファイト毒素の牛に対する影響及び畜産物残留性の解明	農林水産研究高度化事業「エンドファイト毒素の牛への影響及び畜産物残留性の検討」(平成17年度から継続)として、飼養試験に用いた乾牧草中のロリトレムB 59点及び飼養試験終了後の牛組織中のロリトレムB 90点の分析並びに中核機関である動物衛生研究所へ結果を報告した。(平成19年度終了)
	飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立	農林水産研究高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」として、平成17年度に確立した飼料用乾牧草中の残留除草剤クロピラリドの分析法の共同試験の実施による分析法の妥当性の確認並びに乾牧草3種類8点の分析及び畜産草地研究所へ結果を報告した。(平成20年度継続)
	自給飼料のマイコトキシン汚染実態調査と簡易分析法の確立	農林水産省委託プロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」の一環として、デオキシニバレノール及びゼアラレノンの簡易分析法の共同試験の実施及び9種類のマイコトキシンについてトウモロコシサイレージ150点の調査並びに動物衛生研究所へ結果を報告した。(平成20年度継続)
	動物由来たん白質の検出法の開発〔共同研究〕	PCRによる飼料中の動物由来たん白質等の検出法について農業生物資源研究所と共同で以下の研究を実施した。本研究は職務発明に認定され、国内特許を出願した。 動物グループを特異的に検出するプライマーを設計するためのプログラムソフトを開発した。 反すう動物由来DNAを特異的に検出するプライマーを開発し、飼料分析基準に収載し、実用化した。 豚由来DNAを特異的に検出するプライマーを開発し、飼料分析基準に収載し、実用化した。 本法の共同分析を5試験室で実施し、分析法の妥当性を確認した。 (平成20年度継続)
	麦類等のかび毒汚染実態調査	厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事業(食品のかび毒汚染実態に関する研究)」に参画して、トウモロコシ3点、コーンフレーク20点、スイートコーン14点、コーングリッツ8点、コーンスターチ10点、枝豆10点、雑穀米20点、米10点の分析及び厚生労働省へ結果を報告した。(平成20年度継続)
	飼料原料として使用されるソルガム中のゼアラレノン及びその代謝物について汚染状況調査〔共同研究〕	東京家政大学との共同研究を実施し、ソルガムにおけるゼアラレノンの汚染状況及び汚染原因菌を明らかにした。(平成20年度継続)
食品等	無機分析による生鮮農産物の原産国スクリーニング判別法の開発	国産60件、外国産60件のゴボウについて、ICP-AES及びICP-MSを用いて27元素を測定し、5元素濃度から成るスクリーニング判別法として活用可能と思われる精度の判別関数(判別率95%)を構築した。(平成20年度継続)
	無機分析によるニンニクの原産国判別法の開発〔共同研究〕	平成18年度に構築した国産及び中国産の判別関数を基にマニュアル案を作成し、3試験室で妥当性確認を行った結果、すべての試料について正しく判定された。事前運用試験の結果により明らかになった問題点を修正した上でマニュアルを完成させ、ホームページに掲載した。(平成19年度終了)
	無機分析によるショウガの原産国判別法の開発〔共同研究〕	平成18年度に構築した国産及び中国産の判別関数を基にマニュアル案を作成し、3試験室で妥当性確認を行った結果、すべての試料について正しく判定された。事前運用試験の結果により明らかになった問題点を修正した上でマニュアルを完成させ、ホームページに掲載した。(平成19年度終了)
	無機分析によるタマネギの原産国判別法の開発〔共同研究〕	国産279件、外国産74件のタマネギについて、ICP-AES及びICP-MSにより27元素を測定し、判別分析を行った。その結果、11元素濃度から成る判別関数(判別率;国産97%、外国産82%)を構築した。(平成19年度終了)

	課題名	概要
食 品 等	無機分析によるカボチャの 原産国判別法の開発 〔共同研究〕	トンガ産11件、メキシコ産16件、ニュージーランド産14件、国産13件のカボチャについて、ICP-AES及びICP-MSにより、平成18年度に特定した産地判別の指標となる3元素も含めて26元素を測定し、判別関数を構築するためのデータを収集した。 (平成20年度継続)
	窒素安定同位体比を用いた 化学肥料使用判別法の開発	化学肥料使用の有無が窒素安定同位体比に及ぼす影響について検討するため、有機農産物と化学肥料使用農作物の安定同位体比を測定し、統計処理を行った。その結果、化学肥料使用の有無及び地域による有意差が認められた。(平成19年度終了)
	照射食品の検知技術の開発 及び妥当性確認〔共同研究〕	照射食品の検知方法である熱ルミネッセンス法(TL法)の再照射線源である線線の代替としてX線が利用可能かどうか検討するため、平成18年度に開発した小型のX線照射装置を用いて、試験法の妥当性確認を行った。その結果、単一試験室における妥当性が確認された。(平成20年度継続)
	畜産物の食品表示のための 科学的分析法の妥当性確認 〔共同研究〕	神戸大学で開発された国産と豪州産牛肉の判別法の有効性を検証するため、黒毛和種311件、国産ホルスタイン種304件、豪州産300件分析し、その結果4種のマーカーにより判別が可能であることを確認した。さらに、平成20年度に複数機関で妥当性確認試験を実施するに当たって、より判別精度を高めるために分析方法を改変した。(平成20年度継続)
	ブリ近縁種及び類似魚類の 種判別法の開発〔共同研究〕	メダイ、イボダイについてミトコンドリアDNAチトクロムb遺伝子の塩基配列の解析を行った。この解析結果と平成18年度に解析した塩基配列を基に、ブリ属4種、 <i>Seriolaella</i> 属3種、メダイ及びスギの計9魚種を判別できる方法を開発した。 (平成20年度継続)
	マグロ属の凍結履歴判別法 の検討〔共同研究〕	平成18年度のハンディタイプ近赤外分光分析計を用いた調査研究において「凍結」と「非凍結」サンプル間の波長について有意差が見られたため、平成19年度は汎用型近赤外分光分析計による測定条件の検討を行った。その結果、測定した吸光度の二次微分値から判別関数を作成した。(平成19年度終了)
	魚介類の名称ガイドライン 記載種を中心としたDNA解 析及び種判別法の検討 〔共同研究〕	魚介類39種のミトコンドリアDNAチトクロムb遺伝子の部分配列及び貝類、頭足類及び甲殻類のミトコンドリアDNA16SrRNA遺伝子の部分配列を解析し、国際的なDNAデータベースに登録した。さらに国際的なDNAデータベースから収集したデータを用いて、魚類の名称ガイドライン記載種の推定法の案を作成した。 (平成20年度継続)
	FRIP法を用いた魚介類の簡 易種判別法の検討 〔共同研究〕	九州大学で開発された3種のクモガニ科甲殻類(ズワイガニ、ベニズワイガニ、オオズワイガニ)の判別法であるFRIP法について、過去の調査研究で解析済みのデータを基に、表示監視業務で使用可能か検討を行った結果、実用化の可能性が示唆された。(平成20年度継続)
	無機分析による貝類の原産 国判別法の開発〔共同研究〕	国産43件、中国産13件、韓国産15件の貝類の殻について、ICP-MSにより14元素を測定したところ、3元素が判別に有用な元素であることが確認された。 (平成20年度継続)
	超高感度エネルギー分散型 蛍光X線分析装置を用いた 食品のスクリーニング産地 判別の簡易・迅速測定法の 検討	新型蛍光X線分析装置(新型EDXRF)を用いて、国産原木39件、中国産原木36件、中国産菌床31件の乾しいたけについて13元素を測定した。その結果、ICP-AES及びICP-MSで測定困難なBr, S, Clを新型EDXRFで測定することにより、ICP測定時よりも高い精度の判別関数(判別率93~100%)を構築した。(平成20年度継続)
PCR法を用いた肉種鑑別法 の検討	センターが特許を出願した飼料中の動物由来のDNA検出用プライマーを用いて肉種鑑別法を検討した結果、高度に加工された食品においても肉種鑑別が可能であることが確認された。なお、平成19年6月に発生した牛挽肉加工品偽造表示事案の際には、検討結果を基に作成した暫定マニュアルを用いて緊急に肉種鑑別を実施した。 (平成19年度終了)	

	課題名	概要
食品等	無機分析によるうなぎ加工品の原料原産地判別法の開発	加工の影響が少ないと考えられるうなぎ蒲焼試料の肉間骨を分析対象部位とし、国産蒲焼19件、中国産蒲焼15件について、ICP-MSを用いて9元素を測定した。その結果5元素濃度から成る判別関数（判別率91%）を構築した。（平成20年度継続）
	無機分析による昆布の原料原産地判別法の開発	国産80件、中国産70件のマコンブについて、ICP-MSで13元素を測定し、判別分析を行った。その結果、3元素濃度から成る判別関数（判別率100%）を構築した。（平成20年度継続）
	加工食品の原料魚種判別法の開発～タラ類以外のすり身原料魚種～〔共同研究〕	練り製品に使用される可能性がある20種類の魚種について、ミトコンドリアDNAの一部塩基配列を解析した。また、平成19年度に開発したハモ、イトヨリダイ属3種及び平成18年度に開発したスケトウダラ、ミナミダラ及びホキの特異的検出PCR法を26魚種に対して実施したところ、7魚種の特異性が確認された。（平成20年度継続）
	辛子めんたいこの原料魚種判別法の開発〔共同研究〕	平成18年度に開発したスケトウダラ、マダラ属2種及びミナミダラを特異的に検出するプライマーセットを改良し、マニュアル案を作成した。このマニュアル案を用いて3試験室で事前運用試験を行い、その結果を基に再度特異的検出プライマーの改良及びマニュアル案の変更を検討した。（平成20年度継続）
	農産物からの遺伝子組換え体の検知技術の開発 ＜新規承認組換え農産物の検知技術＞	GMアルファルファDNAの定性検知感度を明らかにするため、GMアルファルファの特異的塩基配列を含む計5種のDNA配列を同一のプラスミド上に組込んだGM様のプラスミド及び計2種の内在性DNA配列を同一のプラスミド上に組込んだnon GM様のプラスミドを構築した。これらのプラスミドからプラスミド混合試料を作製し、定性下限を確認した。（平成19年度終了）
	農産物からの遺伝子組換え体の定量分析技術の確立 ＜GMトウモロコシのスクリーニング定量分析法＞ 〔共同研究〕	妥当性確認試験を実施するための事前検討として、3機関による予備試験を行い、これらの試験結果を受けて共同試験用の実験プロトコルを作製した。また妥当性確認試験用のブラインド試料の作製に必要なサンプルを確保した。（平成20年度継続）
	農産物からの遺伝子組換え体の定性分析技術の確立 ＜GMトウモロコシの定性分析法＞〔共同研究〕	妥当性確認試験のために抽出方法について検討し、前処理方法を確定した。その結果を基に、共同試験用の実験プロトコルを作成した。（平成20年度継続）
	生糸機械検査システムの開発に関する研究	平成18年度に開発した縦型実用検査装置の改良を行った。また、国際的な生糸電子検査基準の策定に協力するために、日本及び中国において同一試料による比較試験を行った。なお、この調査研究の成果により、平成19年7月27日付けで「生糸のずる節検出方法及び装置」の特許を取得した。（平成19年度終了）
主要な食用水産動植物とその加工食品に存在するヒ素の形態別濃度の解明 〔共同研究〕	6種の水産生鮮品及び6種の水産加工品について、ICP-MSにより総ヒ素濃度及び7種の形態別ヒ素加工物濃度を測定した結果、生鮮品及び加工品ともに検出されたヒ素の形態は毒性の低い化合物が多く、食品としての危険性はきわめて低いことが確認された。（平成19年度終了）	
計 39 課題		

表13-2 肥料分析法・飼料分析基準等の開発及び改良

研究対象	課題名等	終了・継続の別(注)
肥料	汚泥肥料中の重金属（カドミウム、鉛、ニッケル及びクロム）の分析法の検討	終了
	汚泥肥料中の窒素全量の定量法の比較検討	終了
	肥料中の亜りん酸の定量法の検討	終了
	肥料中のダイオキシン類の抽出方法の比較検討	終了
	汚泥肥料の予備乾燥の検討	終了
	汚泥肥料中の水分試験法の共同試験（追加）	終了
	肥料中のメラミン関連物質試験法の定量法の開発	終了
	肥料中のメラミン及びその関連物質の定性試験法の検討	終了
	計 8 課題（18 成分）	
飼料等	飼料中のアジンホスメチル及びプロフェノホスのガスクロマトグラフ（FPD）による定量法	終了
	飼料中のアメトリン、シアナジン及びプロメトリンの液体クロマトグラフ質量分析計による定量法	終了
	飼料中のマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による同時定量法	終了
	飼料中のジクロルボス及びナレドのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法	終了
	飼料中のクロラムフェニコールの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による定量法	継続
	飼料中のEPTC及び二臭化エチレンのガスクロマトグラフ質量分析計による定量法	終了
	乾牧草中のテブコナゾールのガスクロマトグラフ質量分析計による簡易定量法	終了
	配合飼料中のサリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウムの液体クロマトグラフ質量分析計による一斉微量定量法	終了
	PCRによる飼料中の反すう動物由来DNAの検出法	終了
	PCRによる飼料中の豚由来DNAの検出法	終了
	とうもろこしジスチラーズグレインソリュブル中の水分の測定	終了
	耐熱性 - アミラーゼ処理中性デタージェント繊維（aNDF）の分析法の改良	終了
	飼料分析基準（カルシウム、マグネシウム、カリウム及びナトリウム）の国際化対応に係る追加検討	終了
	計 13 課題（26 成分）	

注 「終了・継続の別」の欄には、平成19年度内に終了した分析法の開発等については「終了」、平成20年度以降にも分析法の開発等を継続する課題については「継続」と記入している。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330 - 9731 埼玉県さいたま市中央区新都心2 - 1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

TEL 048 - 600 - 2360 (ダイヤル)

FAX 048 - 600 - 2377

ホームページ <http://www.famic.go.jp/>